

○徳島大学における特定個人情報等の取扱いの基本方針

平成27年12月1日

学長裁定

令和4年4月1日改正

徳島大学（国立大学法人徳島大学及びその設置する大学をいう。以下「本学」という。）における個人情報の取扱いは、徳島大学個人情報の保護に関する規則（平成16年度規則第135号。以下「保護規則」という。）に基づき、適正に管理することとしているが、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）において、より厳格な保護措置が定められていることから、特定個人情報等の取扱いの基本方針を次のとおり定める。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本学では、番号法に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規則を整備し、役職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱うすべての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

① 法令遵守

特定個人情報等の取扱いにあたっては、番号法その他の関係法令及び特定個人情報保護委員会が定めるガイドラインを遵守する。

② 安全管理措置

特定個人情報等は、保護規則の定める個人情報保護体制のもとに管理するとともに、徳島大学における特定個人情報等取扱規則を定め、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

③ 適正な収集・保管・利用・廃棄及び目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供し、目的外利用をしない。また、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

④ 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、

必要かつ適切な監督を行う。

⑤ 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する規定及び安全管理措置を継続的に見直し，その改善に努める。

3 問合せ先

総務部総務課 電話 088-656-9770